平成２５年（フ）第１０８号
山形県村山市大字大久保甲873番地
債務者　保科　朋子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
山形地方裁判所民事部
平成２５年（フ）第５２号
三重県志摩市阿児町鵜方874番地170　メゾン横山Ⅰ―203号、前住所兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目15番５号
債務者　玉井　弘明
1　決定年月日時　平成25年７月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係
平成２５年（フ）第２４１号
埼玉県草加市瀬崎５丁目５番24―302号
債務者　鈴木　明夫
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２５年（フ）第２５１号
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東２丁目２番地27
債務者　糸村　真弓
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２５年（フ）第６５５号
札幌市西区西野３条４丁目９番16号　グリーンピア華103号、申立時の住所札幌市西区西野２条２丁目７番10号　ハイツ笹105号
債務者　浮田　栄子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第７１２号
札幌市北区新川西２条２丁目９番８号
債務者　井上　麗香（旧姓堀内）
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第７６６号
札幌市東区北44条東５丁目２番15号　ＣＡＳＡ―Ｎ44―101号
債務者　若山裕次郎
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第７６７号
札幌市東区北44条東５丁目２番15号　ＣＡＳＡ―Ｎ44―101号
債務者　若山　睦子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第８５３号
北海道恵庭市文京町２丁目１番９号
債務者　鈴木　貴子（旧姓横岡）
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第９０６号
札幌市豊平区豊平８条13丁目１番20―406号
債務者　清水　正義
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第９５４号
札幌市東区北32条東18丁目１番12号　イマジンコーポ参番館101号
債務者　田中　礼恵
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第５６号
青森県三沢市日の出２丁目94番地362号コーポこばし６号室
債務者　木村　武志
1　決定年月日時　平成25年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
青森地方裁判所十和田支部
平成２５年（フ）第５９号
千葉県東金市南上宿30番地43　ベルテ東金103
債務者　成川萬里子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２５年（フ）第５０７号
堺市堺区協和町３丁204番地　中団地３号館403号
債務者　橋本ゆかり
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２５年（フ）第５１６号
大阪府柏原市大正１丁目８番19号　ヴィラ・カレラ205号
債務者　岩城　由子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２５年（フ）第５３３号
大阪府羽曳野市高鷲１丁目９番22号、前住所大阪府羽曳野市高鷲３丁目８番32号
債務者　長瀬　里枝
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２５年（フ）第５３８号
堺市西区浜寺石津町東４丁６番18号、前住所堺市西区浜寺石津町東３丁１番19―４号
債務者　三由　陽子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係